

# 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落対策の充実のための労働安全衛生規則の改正 **Q&A**

貨物自動車における荷役作業時の安全対策の充実のため、令和5年度に労働安全衛生規則が改正・施行されました。これまでに寄せられた改正規則に関する問い合わせ及びその回答を取りまとめましたので、対策の参考にしてください。

## 改正のあらまし



### 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲拡大 令和5年10月1日施行

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象にしていたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられました。

### テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化 令和6年2月1日施行

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になりました。

### 運転位置から離れる場合の措置が一部改正 令和5年10月1日施行

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、**原動機の停止義務が除外**されました。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



規則改正  
概要リーフレット



荷役作業の安全  
対策ガイドライン

## 安衛法・安衛則の適用



白ナンバー（**自家用**）の貨物自動車  
でテールゲートリフターを使用して荷を  
積み卸す作業を労働者にさせる場合、  
**特別教育**が必要ですか？

貨物自動車は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）で「専ら荷を運搬する構造の自動車」と定義されています。

これに該当すれば、自家用・事業用の別、自動車検査証の用途区分等、他法令に基づく分類に関わらず安衛則の規定が適用されますので、特別教育が必要です。

## 保護帽の着用



「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの」に、**ウイング車**が含まれるとされていますが、ウイング車の側面を閉じ、開き止めの措置が講じられている場合であっても、**保護帽の着用**が必要ですか？



最大積載量が2トン以上のウイング車に荷を積む作業又は荷を卸す作業をさせる場合は、ウイングを閉じた場合であっても、労働者に保護帽を着用させなければなりません。

## テールゲートリフターの特別教育



**テールゲートリフターを操作することなく**、テールゲートリフター上を經由して貨物自動車の荷台とプラットフォームの間で荷役作業を行わせる場合、**特別教育**は必要ですか？



特別教育の対象となる「テールゲートリフターの操作の業務」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられたキャストーストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作等が含まれます。

ご質問のケースでは、これらの業務を行わず、単にテールゲート上を經由して荷の積み卸し作業を行うのみである場合には、特別教育を実施する必要はありません。

また、荷を積み卸す作業を伴わない定期点検や、単に扉を開ける等のためにテールゲートリフターを操作する場合も、ご質問のケースと同様に特別教育を実施する必要はありません。

ただし、テールゲートリフターを開けた後、引き続いて荷の積み卸し作業を行う場合は、特別教育が必要となります。

## 昇降設備



昇降設備には「貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含む」とされていますが、「**あおり内側回転式ステップ**」は含まれますか？



床面と荷台との間、床面と荷の上との間の昇降のために設ける昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むため、ご質問の「あおり内側回転式ステップ」も含まれます。

なお、昇降設備の設置は、貨物自動車の荷の積み卸し作業において墜落による危険を防止するための措置であるため、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きがあるものが望ましいことにご留意ください。

昇降設備に関しては、次のことにもご留意ください。



突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は墜落・転落するリスクが高いため、より安全な設備を設置してください。



可搬式の踏み台等の例



可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください



では、貨物自動車の側面荷台の下にある**巻き込み防止柵**は、昇降設備に含まれますか？



巻き込み防止柵は、一般的に、荷台又は荷台の上面への人の乗降を前提としていません。このため、強度や踏面の幅が確保されていないこと、滑り止めがないこと等から昇降設備として認められません。

ただし、人の乗降を想定した強度が確保され、昇降を行う部分に滑り止め加工や踏面の確保を行う等、昇降設備として安全に昇降できる機能があると認められるものは、昇降設備に含まれます。

## 運転位置から離れる場合の措置



貨物自動車のエンジンを止めるとテールゲートリフターが操作できません。**エンジンを停止せず**、車両後方でテールゲートリフターを操作してもよいですか？

安衛則では、運転者が運転席から離れる場合には、貨物自動車の逸走を防ぐため、①荷役装置（テールゲートリフター）を最低降下位置に置く、②エンジンを止める、③ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講じることが義務付けられています。

しかしながら、エンジンを止めると荷役装置が動かせない貨物自動車があること、テールゲートリフターの収納位置は必ずしも最低降下位置ではないことから、このケースにおいては今回の改正で①と②の義務が適用除外となり、①テールゲートリフターを最低降下位置に置かなくてもよい②エンジンを停止しなくてもよいこととなりました。

ただし、③の**逸走防止措置は適用が除外されません**。逸走防止措置として、ブレーキを確実にかけることのほか、輪止めを使用する等の対策を検討してください。

